

第 2 1 回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和 6 年 2 月 2 6 日 (月)

開催場所 しみん農園久喜 緑風館

開会時刻 午後 2 時 3 0 分

閉会時刻 午後 3 時 3 7 分

第 2 1 回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第 1 0 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 1 0 5 号 競公買適格証明の発行について

議案第 1 0 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 1 0 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 1 0 8 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更について

議案第 1 0 9 号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第 1 1 0 号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について

議案第 1 1 1 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第 1 0 3 号 農地法第 3 条の規定による農地転用届出について

報告第 1 0 4 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について

報告第 1 0 5 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について

報告第 1 0 6 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 1 0 7 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 1 0 8 号 時効取得を原因とする所有権移転の通知について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第 1 0 閉 会

農業委員

出席委員 19名

| | | | | | |
|------|-------|---------|------|-----|---------|
| 会 長 | 長 谷 川 | 勲 君 | 会長代理 | 杉 田 | 孝 行 君 |
| 2 番 | 岸 田 | 一 男 君 | 3 番 | 池 田 | 庄 司 君 |
| 4 番 | 岡 田 | 武 君 | 5 番 | 川 鍋 | 優 君 |
| 6 番 | 柴 崎 | 行 雄 君 | 7 番 | 高 橋 | 眞 一 君 |
| 8 番 | 大 澤 | 一 樹 君 | 9 番 | 渡 邊 | 敏 男 君 |
| 10 番 | 小 沼 | 健 司 君 | 11 番 | 高 橋 | 七 海 君 |
| 12 番 | 坂 卷 | 昭 一 郎 君 | 13 番 | 宮 城 | 与 四 郎 君 |
| 14 番 | 野 口 | 和 幸 君 | 15 番 | 籠 宮 | 信 寿 君 |
| 16 番 | 坂 卷 | 泰 子 君 | 17 番 | 早 野 | 公 夫 君 |
| 18 番 | 奈 良 | 晴 夫 君 | | | |

欠席委員 な し

推進委員

| | | | | | |
|-------|-----|---------|------|-----|-------|
| 久喜 4 | 齋 藤 | イ ツ 子 君 | 久喜 7 | 小 林 | 重 男 君 |
| 菖蒲 11 | 森 田 | 清 君 | 鷺宮 4 | 鈴 木 | 秀 政 君 |

事務局

| | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 事務局長 | 田 中 | 智 也 | 副主幹 | 村 田 | 直 洋 |
| 主 任 | 松 崎 | 宣 幸 | 兼係長 | 横 山 | 玲 央 |
| | | | 主 事 | | |

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、皆さん、こんにちは。皆様おそろいでございますので、ただいまから第21回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

初めに、長谷川会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。10番、小沼委員、11番、高橋七海委員、よろしくお願いいたします。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、お願いします。

○事務局長（田中智也） それでは、総会議案の3ページ、4ページを御覧ください。報告内容は、5件でございます。

初めに、1月29日、埼玉県農業会議主催による営農型太陽光発電施設の設置に関する改正内容等に関する説明会が、ときわ会館において開催され、松崎主任が出席いたしました。説明会の内容は御覧のとおりでございます。

次に、2月5日、関東農政局農村振興部主催による、農地転用許可制度及び農業振興地域制度に係る国と地方の協議の場が、ウェブにおいて開催され、横山主事が出席いたしました。協議の内容は御覧のとおりでございます。

次に、2月6日、埼玉県農業会議主催による、第3回農業委員会サポートシステム操作研修会が、さいたま市のあけぼのビルにおいて開催され、村田副主幹が出席いたしました。研修内容は御覧のとおりでございます。

次に、2月7日でございますが、記載に誤りがございまして、主催が「埼玉県農業会議」ではなく、正しくは「農業委員会埼玉地方協議会」でございます。訂正をお願いいたします。農業委員会埼玉地方協議会会長及び事務局合同視察研修会が、千葉県佐倉市、神奈川県横浜市において開催され、長谷川会長と私が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、2月15日、埼玉県農業会議主催による、市町村農業委員会会長・事務局長会議が、さいたま商工会議所及びウェブにおいて開催され、長谷川会長と私が出席いたしました。会議の内容は御覧のとおりでございます。

経過報告につきましては、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。

今月の経過報告について、何か質問がございましたらお受けします。

岸田委員。

○2番（岸田一男君） 2月5日の農業振興地域制度、これは農振法の関係で改正がされるって国が言っていますけれども、これが具体化されるのはいつ頃になるのですか。それだけ教えてください。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○主事（横山玲央君） 事務局、横山です。申し訳ございません。詳細な内容について把握していないので、所管課の農業振興課に確認させていただいて、ご報告させていただきます。

○会長（長谷川 勲君） それでは、ほかに何かありますか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第104号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第5、議案第104号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第104号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の6ページ、申請書番号232311、譲受人は菖蒲町小林に事務所を置く法人、譲渡人は六万部在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑4筆、合計1,672平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を1万3,270アール耕作しており、取得後につきましては麦の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号232312、譲受人は菖蒲町上栢間在住の方、譲渡人は菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町下栢間地内の畑1筆、466平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を495アール耕作しており、取得後につきましては、水稻の作付を予定しているということでございます。

以上2件について所有農地については、全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（渡邊敏男君） 9番、渡邊です。6番、柴崎さんと先日24日に現地調査を行いましたので、報告いたします。申請書番号232311番、申請地は神明神社から東へ700メートルぐらいの集落内に位置しております。農地の状況は畑で、耕起してありました。

次に、申請書番号232312、申請地は森下コミュニティセンターから東へ400メートルの畑地帯に位置しています。耕起済みでした。

この2件については、耕作状況や農機具の所有状況などから、適正に耕作するものと思います。したがって、許可相当と判断しました。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの渡邊委員からの調査報告について質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第104号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第105号

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案第105号 競公買適格証明の発行についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第105号 競公買適格証明の発行について、議案書の8ページ、競公買適格証明につきましては、農地の競公買の入札に参加をする場合、入札参加者が農地を取得する要件を備えているかどうか、この確認が必要とされることから、農業委員会から適格証明書の交付を受けた上で当該証明書を提出する必要があります。今回の場合につきましては、東京国税局に当該証明書を提出し、入札に参加することになります。適格証明書の交付に当たりましては、国の通知に基づきまして、通常の農地法3条の許可申請の審議と同様に判断することとされておりますことから、通常と同じご審議をお願いするものでございます。

なお、入札に参加し、落札した場合は、通常の農地法3条の許可申請を行い、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、許可するものとなります。

それでは、説明いたします。申請書番号232309、232310番、競公買適格申請人は、菖蒲町台在住の方となっております。土地の表示につきましては、申請書番号232309は、菖蒲町台地内の田1筆、366平米、申請書番号232310番は、同じく菖蒲町台地内の田1筆、676平米でございます。申請の内容は、競公買参加のための適格証明願の証明依頼となっております。申請人につきましては、現在水稲及び野菜を200アール耕作しており、適正に管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件も全て満たす申請内容となっております。なお、売却が決定した場合は、水稲を作付するというところでございます。

競公買適格証明書についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（渡邊敏男君） 9番、渡邊です。6番、柴崎さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号232309番、申請地は旧国道122号、三箇小学校入口信号より西南に300メートルの水田地帯に位置しております。

続いて、申請書番号232310、申請地は同じく旧国道122号三箇小入口信号より南東に400メートルの水田地帯に位置しております。南東は排水路と農道、ほかは田で耕起してありました。申請者は、夫婦で頑張っておりますが、息子さんも季節によっては手伝うということなので、適任だと思います。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの渡邊委員からの調査報告について質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第105号 競公買適格証明の発行について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり、可決決定します。

◎議案第106号

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案第106号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第106号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の10ページ、申請書番号231405、申請者は古久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、古久喜地内の畑1筆、201平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から納屋などの農家住宅敷地として利用しておりましたが、昭和43年の航空写真などにより、線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号232402、申請者は菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑2筆、合計504平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から納屋などの農家住宅敷地として利用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、11ページ、申請書番号232403番、申請者は菖蒲町三箇在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の畑1筆、178平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から納屋などの農家住宅敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（岸田一男君） 議席番号2番、岸田でございます。資料5、231405を御覧いただきたいと思います。2月20日火曜日に早野委員さんと一緒に現地を確認いたしましたので、報告いたします。

申請場所は、久喜駅の東口から新幹線沿いに約1,200メートル北に行った集落の中に位置しております。申請場所は、地目上、農地ですが、既に屋敷の一面となっております。申請地の北側は自宅宅地、東側は宅地、南側は市道、西側は宅地となっております。既に住宅地の一面でございます。これにつきましては、先ほど事務局から説明があったように、線引き前基準の関係であります追認議案でありますので、特に何も問題はないと。よろしく願いいたします。

以上です。

○9番(渡邊敏男君) 同じく9番、渡邊です。24日に6番、柴崎さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号232402番、申請地は小林神社から北へ80メートルの集落内に位置しております。周囲は北側が宅地、東側も宅地、西側は畑、南側、宅地となっています。この案件は、追認案件であり新たな工事はないので、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思います。

続きまして、申請書番号232403、申請地はNHK第2放送所から北西へ350メートルに位置しております。周囲は北側が畑、東側が畑、南側が宅地、西側が市道となっております。追認案件なので問題はないと思います。

以上です。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございます。

ただいまの岸田委員、渡邊委員からの調査報告について質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第106号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手(全員)〕

○会長(長谷川 勲君) 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第107号

○会長(長谷川 勲君) 続きまして、議案第107号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長(村田直洋君) それでは、議案第107号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の13ページ、申請書番号231538、譲受人はさいたま市北区在住の方、譲渡人は春日部市在住の方ほか1名となっております。

土地の表示につきましては、野久喜地内の畑2筆、合計444平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の妻の実家へ通いやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号231539、譲受人はさいたま市岩槻区に事務所に置き、高速道路の新設、修繕等を行っている法人となります。譲渡人については、下早見在住の方となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の田1筆、1,898平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります高速道路4車線化工事に伴う工事車両等の円滑な市道の通行を確保する工事用道路及び工事用地のための一時転用で、転用期間が3か月間となっております。農地の区分は、農用地区域でございますが、圏央道工事のときに一時的な利用に供するために行う転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき、不許可の例外が適用されるものでございます。譲受人である法人は、現在、圏央道4車線化工事に取り組んでおりますが、工事に当たり当該申請地を工事用道路及び工事用地として一時的に使用することを計画し、所有者から了承が得られたことから今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、14ページ、申請書番号233522、譲受人は東京都品川区に本店を置き、太陽光発電事業等を行っている

法人となります。譲渡人は佐間在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、佐間地内の田2筆、合計892平米でございます。申請の内容は、所有権移転によります太陽光発電設備のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人である法人は、太陽光発電設置を手がけており、新たな事業用地を探していたところ、譲渡人より申出があり、了承が得られたことから、当該申請地に新たな太陽光発電を設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号233526、譲受人は大阪府大阪市中央区に本店を置き、太陽光発電事業を行っている法人、譲渡人は高柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑1筆、937平米でございます。申請の内容は、所有権移転によります太陽光発電設備のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人である法人が太陽光発電設備の設置を手がけており、新たな事業用地を探していたところ、譲渡人より申出があり、了承が得られたことから、当該申請地に新たな太陽光発電を設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号234550、譲受人は西大輪3丁目に本店を置き、不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、西大輪在住の方となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内で畑2筆、合計915平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地から500メートル以内に東鷺宮駅があるため第2種農地と判断しております。駅や小中学校からも近い利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は3棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、15ページ、申請書番号234551、譲受人は杉戸町に本店を置き、美容院の経営を行っている法人、譲渡人は鴻巣市在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内地内の田2筆、合計491平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります店舗建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在久喜市ほか3市町において美容院等を経営しておりますが、当該申請地付近の住民の役に立てるよう美容院等のサービスを展開したいと考え、土地を探していたところ、当該申請地の所有者の了承が得られたことから美容院を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上6件、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（岸田一男君） それでは、資料8、231538のページを御覧いただきたいと思います。2月20日、早野委員さんと一緒に現地を確認させていただきましたので、報告いたします。

案内図にあるように、県立久喜工業高校から東へ150メートルほど入った住宅地の中にあります。この北側は、市道、それから、東側は畑、南側は宅地、西側は宅地となっております。それから、排水につきましては公共下水道に流す計画となっております。この辺一帯住宅地でありますので、特に何ら被害は発生しないと考えています。

続きまして、次のページ、資料9、231539を御覧いただきたいと思います。ここににつきましては、久喜宮代衛生組合から、約200メートルほど西に行ったところであります。それから、東武伊勢崎線、これは南側であります。現地を確認しましたら、既に更地となって、田んぼとなっております。圏央道工事、既に事業が終わりまして、作業の回収

に入っておりました。特に期間延長ですので何ら問題はないと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○3番（池田庄司君） 3番、池田庄司でございます。去る2月22日に現地調査を行いましたので、報告をさせていただきます。

申請書番号が233522番、総会資料の10をお開きをいただきたいと思います。申請地につきましては、栗橋総合支所から西に1,500メートルほどの集落に位置しております。地図の下側を御覧をいただきたいと思います。県道阿佐間・幸手線の佐間西交差点より北側に400メートルの位置でございます。農地の状況でございますが、現況田んぼでございまして、休耕田であり、保全管理がされておりました。周囲につきましては、北側が田んぼ、東側も田んぼ、南側は未舗装の道路でございます。西側が雑種地で、太陽光発電設備が設置をされている用地でございます。被害防除につきましては、太陽光パネルのアルミ架台がパイプで計画をされておまして、日照や通風の確保を図っております。また、排水につきましては敷地内の自然浸透とされております。周囲を20センチほどのマウントアップを施工することで、土砂の流出等も対応を考慮されております。汚水や雑排水の利用もないことから、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、資料番号が233526番でございます。総会資料の11をお開きをいただきたいと思います。申請地につきましては、栗橋総合支所から西に2,300メートルほどの集落内に位置しております。地図の中ほどでございますが、県道さいたま栗橋線の高柳交差点より北に200メートルの位置でございます。農地の状況につきましては、現況畑でございまして、休耕地であり、保全管理がされておりました。周囲は、北側が畑、東側は宅地及び一部畑でございます。南側が宅地、西側が未舗装の道路となっております。被害防除につきましては、先ほどと同様、太陽光パネルのアルミ架台がパイプということで、日照や通風の確保を図っております。また、排水につきましても、自然浸透ということで汚水や雑排水の利用もないことから、周辺農地に被害は及ぼすことはないと思ひます。

以上2つの案件につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当と判断をいたしました。

以上でございます。

○13番（宮城与四郎君） 13番、宮城です。去る21日の日に現地調査を行いましたので、ご報告をさせていただきますと思ひます。

資料番号12、申請書番号が234550であります。地図を見ていただきますと、申請地はさいたま栗橋線沿いに百観音温泉という日帰り温泉がございますが、ここの第二駐車場から西へ約150メートルほど行った県道沿いであります。北側が住宅、東側が県道、南と西も住宅ということでありまして、当該地は現地を見させていただいた結果、きれいに整地がされてございます。申請地は、JRの東鷲宮駅から北西に400メートル、徒歩で約6分の位置にありまして、また、東鷲宮小学校から西へ1キロほどでございます。中学校も東へ1キロほどということでありまして、非常に通学に便利な立地条件であります。当該申請地は、駐輪場等も確保し、建て売り3棟を計画しているところでございます。

続きまして、資料番号13、申請書番号234551であります。市立の鷲宮西中学校から西へ100メートルほど行った川越・栗橋線沿いの申請地であります。北側が、地図上ではおそば屋さんの名前が表記されていますが、現在はここは取り壊されて、更地になってございます。東側が駐車場、南側が倉庫、西側が県道ということでございます。県道の川越・栗橋線に隣接しておりまして、申請者は、杉戸、栗橋、鷲宮、幸手で美容院6店を経営している方でございまして、申請地は市街化調整区域でありますけれども、美容院を開設するには適しているということから、今回の申請に至ったものでございます。

以上2案件、申請内容及び現地の状況等から許可相当と判断をさせていただきます。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま3人の委員からの調査報告について、質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第107号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第108号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第108号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第108号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、議案書の17ページ、18ページになります。こちらにつきましては、農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてございまして、今月、計画変更3件提出されております。

初めに、申請書番号191513、土地の表示につきましては、太田袋地内の田1筆、329.7平米でございます。こちらの対象地につきましては、令和元年6月及び令和4年の6月に事業目的を圏央道4車線化工事に係る橋梁工事及び附帯工事の工事用道路及び工事用地のための一時転用とした農地法第5条の許可を久喜市農業委員会から受けております。許可当時、一時転用期間として令和6年2月29日までに完了予定でしたが、その後状況が変わり、期間も令和6年3月31日まで延長する計画変更の申請が提出されたものでございます。

続きまして、申請書番号191533、土地の表示につきましては、吉羽地内の畑3筆、合計1,600平米でございます。こちらの対象地につきましては、令和元年10月及び令和4年10月に事業目的を圏央道4車線化工事に係る橋梁工事及び附帯工事の工事用道路及び工事用地のための一時転用とした農地法第5条の許可を久喜市農業委員会から受けております。許可当時、一時転用期間を令和6年2月29日までに完了予定でしたが、その後状況が変わり、期間を令和6年4月30日まで延長する計画変更の申請が提出されたものでございます。

続きまして、申請書番号191539、土地の表示につきましては、下早見地内の田3筆、合計1,031.44平米でございます。こちらの対象地につきましては、令和元年11月及び令和4年11月に事業用目的を圏央道4車線化工事に係る橋梁工事及び附帯工事の工事用道路及び工事用地のための一時転用とした農地法第5条の許可を久喜市農業委員会から受けております。許可当時、一時転用期間として令和6年2月29日までに完了予定でしたが、その後状況が変わり、期間を令和7年7月31日まで延長する計画変更の申請が提出されたものでございます。内容を確認したところ、当初の目的達成が困難となったことについて、事業計画者の故意や重大な過失によるものではなく、また、申請地は農地に接しておらず、周辺農地に及ぼす影響もないと認められることから、農地法第51条第1項の規定による許可の取消し等を講ずる必要はないと判断しているものでございます。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更の説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第108号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第109号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第109号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

なお、久喜88番から92番まで、菖蒲103番から108番まで、栗橋31番、32番につきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、報告は省略します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第109号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の20ページから29ページまでになります。今月55件の申出を受けておりました、うち新規案件26件でございます。

それでは、新規案件についてご説明させていただきます。初めに、20ページ、申請書番号、久喜の87番、利用権を設定する農地が江面地内の田1筆、1,140平米でございます。借手は江面に住所を置く法人、貸手は江面在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、水稻作付5年間、賃借料は反当たり2,000円を予定しているものでございます。

続きまして、20ページ、22ページ、23ページ、申請書番号、久喜の88番から92番まで、菖蒲の103番から108番まで、栗橋の31番、32番は、借手が同じため、一括して説明します。利用権を設定する農地が青毛ほか地内の田21筆、畑4筆、合計4万970平米でございます。借手は行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手は青毛ほか在住の方となっております。農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、普通畑6年間ほかを予定しているものでございます。

続きまして、20ページ、申請書番号、久喜の93番、利用権を設定する農地が下清久地内の畑1筆、266平米でございます。借手、貸手ともに下清久在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、普通畑5年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、久喜の94番、利用権を設定する農地が下清久地内の田9筆、合計6,452平米でございます。借手が上清久在住の方、貸手は下清久在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、21ページ、申請書番号、久喜の95番、利用権を設定する農地が北中曽根地内の畑7筆、合計3,057平米でございます。借手は加須市在住の方、貸手は北中曽根在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、普通畑5年間、賃借料が3,000円を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲101番、利用権を設定する農地が菖蒲町三箇地内の田2筆、合計2,194平米でございます。借手は桶川市に住所を置く法人、貸手は菖蒲町三箇在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稲作付10年10か月間を予定しているものでございます。

続きまして、21ページ、22ページ、29ページ、申請書番号、菖蒲の102番及び鷺宮30番は、借手が同じため一括して説明します。利用権を設定する農地が菖蒲町柴山枝郷ほか地内の畑4筆、田1筆、合計4,456平米でございます。借手は菖蒲町柴山枝郷に住所を置く法人、貸手は菖蒲町柴山枝郷ほか在住の方となっております。設定する利用権は、賃貸借権の設定、普通畑5年間、賃借料が反当たり5,000円と予定しているものでございます。

続きまして、22ページから24ページまで、また27ページ、申請書番号、栗橋26番から28番まで、鷺宮の8番、9番、21番は、借手が同じため一括して説明します。利用権を設定する農地が間鎌ほか地内の田23筆、合計2万2,517平米でございます。借手は八甫2丁目に事務所を、住所を置く法人、貸手は本町8丁目ほか在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稲作付5年間ほかを予定しているものでございます。

続きまして、24ページ、申請書番号、鷺宮の9番、10番は、借手が同じため一括して説明します。利用権を設定する農地が八甫ほか地内の田3筆、合計7,783平米でございます。借手、貸手ともに八甫2丁目在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稲作付10年間ほかを予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積が新規、再設定、合わせて209筆、21万1,327.61平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思います。

初めに、久喜87番の借手につきましては、久喜4地区の齋藤推進委員よりお願いします。

○久喜4（齋藤イツ子君） 齋藤です。よろしくお願いします。

今回利用権を設定する農地の借手の方は、久喜市にお住まいの方で、現在は水稲を131アール全て良好に管理されております。この方は地域との関係もよく、地域の中心となる若手の担い手として営農活動をされています。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、久喜93番及び久喜94番の借手につきましては、事務局より説明を願います。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 久喜の93番、久喜の94番でございますが、お二方とも清久地区などで広く耕作をしている方でございます。地域の中心となる担い手として精力的に活動していると平林推進委員から報告を受けております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、久喜95番の借手につきましては、杉田委員よりお願いします。

○1番（杉田孝行君） 1番、杉田です。今回利用権を設定する農地の借手は、加須市水深にお住まいの方です。現在は、令和5年度の久喜市の明日の農業担い手育成塾の研修中の方でございます。現在は、野菜を約20アール耕作しており、良好に管理されております。今後は作付を増やして、かつ販路の拡大と経営の安定を図りたいということでございます。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲101番の借手につきましては、事務局よりお願いします。

- 副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号、菖蒲の101番、借手の方については桶川市に事務所を置く法人のため、桶川市農業委員会へ経営状況等確認したところ、現在従業員5名で、水稻及び野菜を合計で1,204アール耕作しており、全て良好に耕作管理され、積極的に営農活動されていると報告を受けております。

以上でございます。

- 会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲102番及び鷺宮30番の借手につきましては、菖蒲11地区の森田推進委員よりお願いします。

- 菖蒲11（森田 清君） 菖蒲11、森田です。今回利用権設定する農地の借手は、菖蒲町柴山枝郷に住んでおりまして、昨年に起業いたしました。当時、約8,000平米ぐらいから始まりまして、頑張りまして、年明けの1月現在3万2,000平方メートルぐらいまでの耕作地を拡大したいという次第です。それで、地権者の方から、どうしても借りて長ネギ栽培をやってほしいという強い要望があったため、ではお借りしてやりたいという、そんな次第です。

以上です。

- 会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、栗橋26番から28番まで、鷺宮8番、9番、21番及び鷺宮9番、10番の借手につきましては、鷺宮4地区の鈴木推進よりお願いします。

- 鷺宮4（鈴木秀政君） 4地区の鈴木です。借手の経営状況等については、問題なく耕作されております。全て良好に管理をされております。地域との関係もよく、地域の中心となる担い手として頑張っております。特に問題ございません。

- 会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、議案第109号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

- 会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第110号

- 会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第110号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案についてを上程します。事務局に説明を求めます。

なお、鷺宮2番については、議事参与の制限がございますので、これを除いて説明いたさせます。

村田係長、お願いします。

- 副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第110号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、議案書の31から35ページまで。初めに、31ページ、久喜の3番、設定を受ける農地が下早見地内の畑4筆、田3筆、合計9,265平米でございます。借手の方は、菖蒲町小林に事務所を置く法人で、現在水稻及び野菜を合計で3,211アール耕作しております。設定する権利が使用貸借権の設定、普通畑6年間ほかとなっております。

続きまして、31ページから33ページまで、菖蒲の17番、設定を受ける農地が菖蒲町小林ほか地内の田30筆、合計6万6,101平米でございます。借手の方が菖蒲町小林に事務所を置く法人で、現在水稻及び野菜を合計で3,253アール耕

作しております。設定する権利が賃貸借権の設定、水稲作付7年間、賃借料が反当たり1万300円ほかとなっております。

続きまして、菖蒲の18番、設定を受ける農地が菖蒲町下栢間地内の田1筆、567平米でございます。借手の方が菖蒲町下栢間在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で152アール耕作しております。設定する権利が使用貸借権の設定、水稲作付7年間となっております。

続きまして、菖蒲の19番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の畑1筆、1,157平米でございます。借手の方が菖蒲町小林在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で172アール耕作しております。設定する権利が賃貸借権の設定、普通畑7年間、賃借料が反当たり3,900円となっております。

続きまして、菖蒲20番、設定を受ける農地が菖蒲町上大崎地内の田8筆、合計7,675平米でございます。借手の方が菖蒲町上大崎在住の方で、現在水稲及び野菜を合計134アール耕作しております。設定する権利が使用貸借権の設定、水稲作付4年8か月間ほかとなっております。

続きまして、34ページ、菖蒲の21番、設定を受ける農地が菖蒲町柴山枝郷ほか地内の田2筆、合計1,989平米でございます。借手の方は、菖蒲町上大崎在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で161アール耕作しております。設定する権利が使用貸借権の設定、水稲作付9年間となっております。

続きまして、菖蒲22番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の田2筆、合計5,382平米でございます。借手の方が菖蒲町小林在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で152アール耕作しております。設定する権利が賃貸借の設定、水稲作付7年間、賃借料が反当たり7,800円となっております。

続きまして、菖蒲23番、設定を受ける農地が菖蒲町柴山枝郷地内の田1筆、3,270平米でございます。借手の方が菖蒲町柴山枝郷在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で1,151アール耕作しております。設定する権利が賃貸借権の設定、水稲作付7年間、賃借料が反当たり1万300円となっております。

続きまして、菖蒲24番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の田1筆、2,852平米でございます。借手の方が菖蒲町小林在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で407アール耕作しております。設定する権利が賃貸借権の設定、水稲作付7年間、賃借料が反当たり7,800円となっております。

続きまして、菖蒲25番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の田1筆、1,841平米でございます。借手の方が菖蒲町小林在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で251アール耕作しております。設定する権利が賃貸借の設定、水稲作付7年間、賃借料が反当たり1万300円となっております。

続きまして、菖蒲26番、設定を受ける農地が菖蒲町下栢間地内の田3筆、合計1万1,861平米でございます。借手の方が菖蒲町小林在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で1,705アール耕作しております。設定を受ける権利が賃貸借権の設定、水稲作付7年間、賃借料が反当たり1万300円となっております。

続きまして、菖蒲27番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の田1筆、3,702平米でございます。借手の方が菖蒲町小林在住の方で、現在水稲及び野菜を合計570アール耕作しております。設定する権利が賃貸借権の設定、水稲作付7年間、賃借料が反当たり7,800円となっております。

続きまして、34ページ、35ページ、菖蒲の28番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の田5筆、畑1筆、合計2万512平米でございます。借手の方が菖蒲町小林在住の方で、現在水稲及び野菜を合計771アール耕作しております。設定する権利が賃貸借権の設定、水稲作付7年間、賃借料が反当たり7,800円ほかとなっております。

続きまして、菖蒲29番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の田1筆、2,720平米でございます。借手の方は、菖蒲町小林在住の方で、現在水稲及び野菜を合計1,170アール耕作しております。設定する権利が賃貸借権の設定、水稲作付7年間、賃借料が反当たり1万300円となっております。

続きまして、栗橋4番、設定を受ける農地が河原代地内の田4筆、合計7,884平米でございます。借手の方は、新井在住の方で、現在水稲及び野菜を合計1,869アール耕作しております。設定する権利が賃貸借権の設定、水稲作付10年間、賃借料が反当たり5,000円となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局から鷺宮2番を除く説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

鷺宮2番を除き、議案第110号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

次に、鷺宮2番に移ります。

農業委員会等に関する法律に規定する議事参与の制限により、高橋七海委員におかれましては暫時ご退席願います。

〔11番 高橋七海君退席〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案について事務局に説明いたさせます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書の35ページ、鷺宮の2番、設定を受ける農地が東大輪地内の畑6筆、合計6,431平米でございます。借手の方は、東大輪在住の方でございます。設定する権利が賃貸借権の設定、普通畑3年8か月間ほか、賃借料が反当たり4,500円ほかとなっております。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、鷺宮2番について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

高橋七海委員の入室を認めます。

〔11番 高橋七海君着席〕

◎議案第111号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第111号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

- 副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第111号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、議案書の37ページ、今月、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願が1件提出されておりますので、ご説明させていただきます。

内容につきましては、市が市街化区域内の農地で一定の条件に該当する区域を生産緑地として定めたものについて、生産緑地の指定を解除する条件の一つである、主たる従事者が死亡または農林漁業に従事することを不可能にさせる故障をしたときに該当するものとして、所有者の親族が市に対し買取りの申出をしたものでございます。その申出に対し、農業委員会では死亡または故障した方が農業の主たる従事者だったということの証明を求められているものでございます。具体的には、議案書の主たる従事者の欄に記載されている方が、農業の主たる従事者であったかどうかの確認をしていただければと思います。

それでは、議案書に記載されている個別の案件について説明させていただきます。

土地の表示につきましては、西地内の畑2筆、合計1,525平米でございます。主たる従事者、申出者ともに西在住の方となっております。主たる従事者、その申出者の関係は本人となっております。買取りの申出の生じた日及び理由につきましては、令和6年1月24日に、主たる従事者の故障によるものでございます。

それでは、以上の案件についてご審議をお願いできればと思いますので、よろしくをお願いします。

説明は以上でございます。

- 会長（長谷川 勲君） それでは、主たる従事者の生前の農業従事状況につきまして、久喜7地区の小林推進委員さんより報告をお願いしたいと思います。
- 久喜7（小林重男君） 久喜の吉羽の小林といいます。主たる従事者の方は、主に稲作や野菜の作付を行っていましたが、今回主たる従事者の方は心身の故障により営農を続けることが困難となったため、本申出を行い、生産緑地を解除し、市街化区域の農地へ用途変更したいとのことです。よろしくをお願いします。
- 会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

- 会長（長谷川 勲君） 全員をもって、原案どおり可決決定します。

◎報告事項

- 会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

- 副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、報告でございます。

議案書の39ページ、農地法3条の届出でございます。こちらについては、農地中間管理機構が農業委員会に届け出て、農地売買等事業を実施するものとなっております。今月1件の届出を受理しており、農地の権利を取得するものとなっております。

続きまして、41ページ、農地法第4条の届出でございます。今月2件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、43ページから46ページまで、農地法第5条の届出でございます。今月11件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、48ページ、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月1件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、50ページ、51ページ、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は、8件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、53ページ、時効取得を原因とする所有権移転の通知についてでございます。こちら時効取得による所有権移転登記に係る通知が法務局から2件届けられております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。

何か質問がございましたらお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第8、協議事項に入ります。

今月は、認定農業者の認定に関する意見照会がありました。

それでは、事務局から照会事項等について、その内容説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、総会資料と一緒に配付させていただきましたA4コピーのもので、表側に農業経営改善計画の認定に係る意見についてと書かれておりますものを御覧ください。こちらにつきましては、認定農業者を認定するに当たり、農業経営者が市に対しまして農業改善計画が提出されます。こちらを判断するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会の意見を求められているものでございます。資料にございますとおり、今月1件の申請が提出されております。

菖蒲町小林に事務所を置く法人ですが、現在の作付面積6,049アールで、今後、農地を借入れするなどし、6,318アールまで拡大する計画です。目標とする営農類型が水稻、麦類の複合経営でございます。今後、制度資金等を利用して、老朽化した農機具を経過年数に応じて順次更新していき、また現在分散している農地の集積、集約を図り、生産性を上げていくことを目標としております。こちら令和6年3月まで市の認定農業者なのですが、現在久喜市だけでなく、他市町でも耕作していることから県で認定することとなったため、今回更新をするに当たり、協議の依頼があったものでございます。現在も市の認定農業者であり、地域の中で精力的に担い手として活動されていることから、認定について支障のないものと考えております。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました。

何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、今回提出された1件の農業経営改善計画につきましては、今後、経営規模を拡大し、地域の担い手とし

て発展されることが見込まれますことから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって支障なしの意見として決定をいたしたいと思います。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様からこれに関して何かございましたらお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時37分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和6年2月26日

久喜市農業委員会会長 長 谷 川 勲

署 名 委 員 小 沼 健 司

署 名 委 員 高 橋 七 海